

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

松戸市小金原市民センター、松戸市馬橋市民センター、松戸市古ヶ崎市民センター、松戸市小金市民センター、松戸市新松戸市民センター、松戸市馬橋東市民センター、松戸市小金北市民センター及び松戸市八ヶ崎市民センター

2 指定管理者の候補者

東京ドームグループ

代表団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 久 代 信 次

構成団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 中 村 寿 祥

構成団体 松戸市上本郷594番地

松戸公産株式会社

代表取締役 相 子 行 男

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで

提 案 理 由

松戸市小金原市民センターほか7か所の市民センターの指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため。